

女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異及び女性管理職比率の公表について

1 男女の賃金の差異

		男女の賃金の差異
正規職員		79.9%
非常勤職員	嘱託職員	94.6%
	臨時職員	124.8%
	パート職員	103.6%
全職員		97.1%

差異の計算について：男性の賃金に対する女性の賃金の割合

対象事業年度： 令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

賃金： 基本給及び賞与（年3回分）

職員数： 各月の末日時点における職員数の12カ月平均

パート職員については、各月末のパート職員の週平均所定労働時間の合計をフルタイム職員の週平均所定労働時間（週40時間）で除することにより換算した職員数での計算としている。

雇用形態：【正規職員】【嘱託職員】【臨時職員】
管理職、支援員、事務員、看護師等のフルタイム職員

【パート職員】
支援員、世話人、運転手等の短時間勤務職員（フルタイムの方も在籍）

差異について：

1. 正規職員については男性の方が管理職比率が高いことなどが賃金差の要因となっている
2. 非常勤職員の臨時職員及びパート職員に関しては男性より賃金が高くなっている
3. 給与制度において、男女で差がある項目はない

2 女性の管理職比率（R8.5.1現在）

女性の管理職人数 ÷ 管理職人数 = 100 = 34.8%

※正規職員の管理職比率 31.6%

3 労働者に占める女性労働者の割合（R8.4.1現在）

正規職員		嘱託職員		臨時職員		パート職員	
男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
48名	77名	10名	19名	5名	9名	29名	81名